

堅田藩における大庄屋の成立とその職掌

東 谷 智

はじめに

堅田藩の大庄屋については、『新修大津市史』⁽¹⁾における検討が主なものである。市史では、大庄屋が享保一九年（一七三四）に六名で成立したことに触れている。しかし自治体史という紙幅が限られた中での検討であることから、その成立過程や具体的な職掌については十分に述べられていない。本稿では、「本堅田村諸色留帳」⁽³⁾の分析を通して、①堅田藩の大庄屋成立の過程について検討し、②大庄屋の職掌について明らかにし、③大庄屋設置の背景について検討することを目的とする。

一 大庄屋の成立と職掌

【史料1】は、享保一九年三月二日に六名を大庄屋に任命した際の通達であり、本堅田村の庄屋が「本堅田村諸色留帳」に写し取ったものである。⁽⁴⁾この通達は以下の四つの部分からなる。

(A) 堅田藩の役人である黒川新平ら四名（在江戸）が郡奉行（在堅田）に宛てた通達。

(B) 通達(A)を受け取った郡奉行馬場茂平が堅田藩領の村々に宛てて触れ出した際、

(A)の文末に書き加えた奥書。

(二一) (C) 郡奉行手代北村儀平が(A)(B)の末尾に、本堅田村・衣川村・千野村・赤塚村の庄屋へ触を順達するように指示した奥書。

(D) (A)～(C)を触として受け取った本堅田村が記したメモ。

大庄屋の職掌について、(A)の部分から見てみたい。(A)の冒頭では、六名の大庄屋が任命されたことと、帯刀を認められたことがまず記載されている。第一条では、辻八左衛門が万石庄屋頭取に任命され、すべての事柄を六名の大庄屋と相談するよう指示されている。つまり堅田藩の地方支配機構として、藩→大庄屋（⇄万石庄屋頭取）→村という仕組みが成立した。

第二条では大庄屋の取り扱う業務として、①堅田藩領の行政を遂行すること（「郷中公事」）、②堅田藩領の村々から藩に提出される願書の提出（「諸願」）、③「郷中公事」と「諸願」の業務を行うに当たり行われる「相談」の三点が挙げられ、大庄屋と万石庄屋頭取が「和合」して実施することが指示されている。しかし、大庄屋・万石庄屋頭取の相談で実施できない案件については、郡奉行の手代へ届け出て、内容によっては大庄屋が郡奉行に直接相談することとなった。つまり、郡奉行に諮らずとも済ませられる案件は、大庄屋が行うこととなっており、藩が担うべき決裁権の一部が大庄屋に付与されたことを示している。

では大庄屋が与えられた決裁権はどのようなものであったのだろうか。【史料2】は享保一九年三月二五日に万石庄屋頭取が堅田藩領の各村に通達した触である。冒頭には六名の大庄屋が管轄する村が記されており（表参照）、村々が藩に願書や届書を出す場合、管轄の大庄屋（「承り大庄屋」）を通じて行うことが述べられている。第二条では、村々が毎年春に藩へ川除の御普請を求めると下目録を提出している。この下目録の提出先は「承り大庄屋」となった。また第三条では御仕置帳と五人組帳を大庄屋に提出することを求められている。一方、第一条では宗門改帳と村々諸入

表 大庄屋の管轄

郡	村	大庄屋
滋賀郡	新保村	橋下安兵衛 岩佐太郎助
	浜分村	
	北仰村	
	桂村	
	酒波村	
	岸脇村の内	
滋賀郡	太田村	居初八郎右衛門
	下小川村	
	鴨村	
	下古賀村	
	北比良村	木村源右衛門
	南小松村	
	坂下村 (葛川の内)	
	同村新田	
	本戸口村 (葛川の内)	
	中村 (葛川の内)	
	町居村 (葛川の内)	
	貫井村 (葛川の内)	
	細川村 (葛川の内)	
	沢村 (真野の内)	
普門村	吉田伊兵衛	
向在地 (伊香立の内)		
下在地村 (伊香立の内)		
大野村	木村伝右衛門	
谷口村		
中村 (真野の内)		
衣川村		
千野村		
赤塚村の内		
本堅田村	居初八郎右衛門	
西獵師	藤田源右衛門	
東獵師	木村伝右衛門	

用帳は郡奉行へ毎年提出するように命じられている。村から提出する書類の窓口として大庄屋が位置付けられ、郡奉行と大庄屋の職務分担が決定されたのであった。以上、【史料1】【史料2】から、大庄屋が担った職掌は、大庄屋の権限で郡奉行の決済を仰ぐかどうかを決定することであった。具体的には、大庄屋が藩の行政を担う存在として位置付けられ、願書や届書などを提出するかどうかについて決済する役割を担った。

なお【史料2】第三条によると、堅田藩領の村々は、堅田藩の成立した元禄一年(一六九八)に御仕置帳と五人組帳を藩に提出していた。享保一九年の大庄屋成立にあたり、再度これらの帳面を大庄屋に提出することを求められたことになる。入部当初に藩と藩領村々との間で領主―領民関係が形成された。それと同様の関係が大庄屋と藩領村々の中で形成されたことを意味する。大庄屋が明確に行政を担う立場として藩政の中に組み込まれたことを象徴する事柄である。

二 大庄屋設置による変化

先に大庄屋の職掌として、願書や届書の提出について権限があったことを述べた。

では具体的に享保一九年の大庄屋設置前後でどのような変化があったのだろうか。願書提出の手続き面に着目し、享保一八年の願書(A)と享保二〇年の願書(B)を比較してみたい。

願書(A)は、享保一八年、東宮町の庄八が借家人の引越しについて願い出たものである。町場化していた都市・堅田は、本堅田村の一部であり、いくつかの町に分かれ、堅田の各町には年寄が置かれていた。各町の町人は、年寄を通じて願書を提出した。願書(A)は、願主庄八に加え、東宮町の年寄又兵衛が差出人となって本堅田村の庄屋に宛てて出されている。注目したいのは、願書の末尾に記載された本堅

田村庄屋八郎右衛門と源右衛門の奥書である。奥書には、「右申上候通相違無御座候」とあり、願い出た内容に問題がないことを確認したことを書き添え、庄屋が郡奉行に到達している。

願書(B)も見てみたい。願書(B)は享保二〇年、堅田の野々内町宇右衛門が自分の屋敷に古屋を建てるために出した願書である。願書は、願主宇右衛門に加え、野々内町の年寄徳左衛門と弥太郎が差出人となって大庄屋に出されている。奥書には、「右奉願上候通被仰付候ハ、難有可奉存候」とあり、大庄屋居初八郎右衛門が郡奉行に願い出る形式を取っている。

願書(A)(B)の相違点を整理すると、願書提出のルートは、(A)では町↓本堅田村庄屋↓郡奉行となっており、(B)では町↓大庄屋↓郡奉行となっている。また、奥書は、(A)では内容に間違いがないことを庄屋が証明するのみであるのに対し、(B)では大庄屋が郡奉行に願い出る形式となっている。先に大庄屋が郡奉行に相談することなく行政を行うことが出来る権限を一定程度与えられたことを述べた。堅田藩領から郡奉行に願書が出される際、大庄屋は郡奉行に相談することなく願書を提出している⁽⁵⁾。願書提出に関する実質的な審議は、行政を担う立場となった大庄屋のもとで行われていたと考えるのが自然であろう。また、願書(A)の八郎右衛門と願書(B)の居初八郎

右衛門は同一人物である。願書(B)では公文書に苗字を記している。この点も行政を担う大庄屋として位置付けられたことを物語っている。

大庄屋設置において、願書の提出の手続きルートが変化し、大庄屋が願書の実質的な審査を行う体制になった。

三 大庄屋設置の背景

享保一九年に行われた大庄屋の背景について、その背景を検討してみたい。【史料3】は、享保一九年二月に堅田藩領の村々へ通達された触である。差出人である上田平八ら三名は堅田藩の江戸屋敷につめる用人である。「御在所御役儀拙者共蒙仰、為年番壱人宛罷登候」とあり、用人の中から一名が年番として堅田陣屋に詰める体制が新たに作られた。堅田陣屋では、郡奉行を中心とした藩領の運営が行われていたが、江戸屋敷から堅田に派遣された用人が郡奉行を指示して行政に取り組みることとなった。ここからは、江戸屋敷を中心とした地方支配へと再編するという指向を読み解くことが出来る。

三月四日には、役人の役割分担が決定された【史料4】。この分担は、「何茂郷中江当地方申渡候事」とあることから、江戸屋敷で決定された事柄を堅田藩領に到達している。江戸屋敷の役人では、築瀬四郎兵衛と黒川新平が「在所諸奉行」に任命された。「諸」とは「すべての」という意味であることから、堅田藩領についてあらゆる事柄を担当する奉行として位置付けられている。また堅田陣屋の役人では、馬場茂平が加増の上、引き続き郡奉行を勤め、北村儀平が郡方の手代と郡奉行の見習いを兼ね、辻八郎左衛門が庄屋頭取【史料1】では万石庄屋頭取)となった。堅田陣屋においては、藩内における郡奉行の位置の引き上げを行うとともに、地方支配を担当する役人を増員することで、地方支配の強化を目指していた。

これらの変化は、江戸屋敷の役人が地方支配を直接指揮する体制への変更であった。三月一二日の大庄屋設置の通達【史料1】は、江戸屋敷の用人二名(上田・田中)と「在所諸奉行」二名(築瀬・黒川)から出されたものである。大庄屋への一部の権限を委譲するという、地方の行政機構の大きな改変は、江戸屋敷主導で行

われた。

こうした権限委譲の背景として、【史料1】では「いヶ様之御用ニ而銘々庄屋堅田江罷越候儀難儀申候条、右六人江相違事済候様申合いたし、惣而物入無之様兼々吟味可申候事」と述べている。理由として、各村の庄屋が堅田に来ることが難儀であることが挙げられ、享保一九年の大庄屋設置が、物入りがないようにという行政のコストカットを目指していたことが伺える。行政の一部を担う大庄屋の設置により、大庄屋には役料(米五俵)が与えられ帯刀が認められた。藩から給分を与え、武士身分に準ずる位置付けを行った上で、藩が行政に関わる領域の縮小を図ったのであった。

では行政の一部を大庄屋に委譲するという選択肢を堅田藩はなぜ選択したのだろうか。元禄期の二つの事例から検討してみたい。元禄一七年二月、堅田藩は年貢先納銀を藩領村々に求めた。藩財政が良好でなかったことが伺えるが、注目したいのは先納銀の利率について、藩領の村々が藩と交渉した事例である。藩領では、村々の代表(惣代)を選び、代表が藩と交渉することとなった。滋賀郡の惣代が普門村、南高嶋の総代が下小川村、北高嶋の総代が浜分村であり、惣代の三村とは別に本堅田村庄屋二名が署名・捺印して願書を提出している。利率の交渉という訴願行動なから、藩と藩領村々を仲介する惣代が選出されている。これは、村々と惣代の関係が、大庄屋と管轄の村々の関係に重なり、大庄屋の職掌の一つが願書の提出であったことにも繋がる。

元禄一七年八月には、酒波山にあった堅田藩の御用林の切り出しに関する願書が提出されている。その願書では、御用林の切り出しにともなう藩領村々の負担が増大していたことが問題となっていた。願書の提出者は、滋賀郡の惣代として本堅田村、北高嶋の惣代として浜分村であった。【史料1】第三条では、酒波村の御用林を北仰村伊右衛門に業務委託することとなり、業務委託に伴って伊右衛門が帯刀を認められていることが記されている。藩領における様々な負担の軽減、つまり行政のコストカットという点が元禄期から課題であったことが伺える。

また、訴願の形態に着目すると、享保一九年の大庄屋設置は、元禄期に藩領村々が訴願の形態として生み出した惣代の仕組みを藩の行政組織に取り込んだものとの

評価が可能である。行政のコストカットという課題を実現する仕組みとして、藩領村々の意向を吸収することが可能なことから、この機構改変は堅田藩領の村々にも受け入れることが可能であった。

おわりに

本稿では、享保一九年の大庄屋設置について、①元禄期以降の課題を解決するものであり、②藩領村々の訴願形態を藩政機構に取り込んだもの、という位置付けを行ってみたい。

なお、本堅田村の大庄屋三名は大庄屋制以前から帯刀していた郷士である。大庄屋は、新たに作られた行政機構であるものの、中世以来の由緒を持つ郷士を組み込むことで成立している。堅田藩領における本堅田村と郷士の位置付けが必要であるが、この点については後日を期したい。

【史料1】

(A)

本堅田村 居初八郎右衛門

藤田源右衛門

木村伝右衛門

北仰村

橋下安兵衛

浜分村

岩佐太郎助

大野村

吉田伊兵衛

右六人此度大庄屋役被仰付候条、其段可被致承知、尤帯刀御免被成候、勿論堅田三人之者是迄帯刀御免候儀ニ候得共、猶又左様可相心得候

一、此度辻八左衛門万石庄屋頭取役被仰付候条、其段相心得、八左衛門頭立、右六人

致相談、万事被納候様可仕事

附、手代役不足申候節、又者其年之依様子検見等之節、役人差凶次第品寄可相勤候条、其段可相心得候事

(第二卷) 一、郷中公事・書願・相談之儀、八左衛門初六人江相達シ和合ニ而相済候様可致候事、其上ニ而も不相済事於有之ハ、毎々之通手代方へ申達、其上品寄郡方直談可有之事

附、御仕送り不限御用、いヶ様之御用ニ而銘々庄屋堅田江罷越候儀難儀可申候条、

(第三卷) 右六人江相達事済候様申合いたし、惣而物入無之様兼々吟味可申候事

一、北仰村伊右衛門儀、此度酒波村御林御預ケ被成候、依之帯刀御免、米五表被下置候、尤格式大庄屋並相心得可申候事

右之通被仰付候間、此段相守可申候、尤御物入之節被仰付候、村々御仕置・五人組帳面之通宜敷相守、小百性迄不相痛候様可致者也

享保九年寅三月十二日

黒川新平

築瀬四郎兵衛

上田平八

田中宣右衛門

郡方中

(B)

右之通被仰付候間、無相違急度相守可申候、以上

寅三月十二日

馬場茂平印

右村々庄屋中

(C)

右御書付奉拝見、村々ニ写置、尤順達可有之候、已上

北村儀平印

本堅田・衣川・千野・赤塚右村々庄や中

(D)

右之通御郷方へ三通にて廻ル

【史料2】

覚

新保村 浜分村 北仰村 桂村
酒波村 岸脇村 右承り 橋下安兵衛

岩佐太郎助

(村割り中略、本文の表を参照)

右之通村々割合被仰付候間、自今御願筋其外不依何事言上可申上儀有之候ハ、承り之大庄屋中迄可被申上候

一、宗旨御帳面并村々諸入用目録儀ハ御郡方へ例年差上ケ可被申候

一、川除御普請有之候村々者下目録相認候而、例年二月五日迄ニ右承り之大庄屋中迄

差上ケ可被申候

一、御初之節村々差上ケ被申候御仕置・五人組帳、此度又々被仰付候間、四月十日

迄ニ承り大庄屋迄差上ケ可被申候事

一、此度大庄屋役被仰付候ニ付、先達テ御廻状相達可申存候、拝見之上奉得其意候段、最寄ニ御郡方迄改之可被申上候、尤態々不及御出候事

右之通五人組御帳面村々ニ記置、村下ニ印形被成候而、無遅滞御返達、留り村々相返し可被申候、以上

三月廿五日卯刻 辻八左衛門

跡村方北筋へ廻、其外段々御領中廻候事

一、御仕置帳面之写、別紙相認置候事

【史料3】

御郡方へ御用人三人様被仰渡候御書付之面

今度御在所表御役儀拙者共蒙仰、為年番耆人宛罷登候、右ニ付村々庄屋不依遠近、早速堅田表江不及罷越、御用ニ付此表罷出候節可及面謁候事
附り、祝儀等者勿論、在勤中音信・贈答堅ク不及受納候、已上

寅二月 上田平八

今井儀助

田中宣右衛門

郡方中

此書付之通郷方へ得与申達候事

一、上田平八様御用人役

一、築瀬四郎兵衛様御在所諸奉行、并御使者役之料御加増

一、黒川新平様御在所諸奉行、并御加増

一、馬場茂平殿御郡方、御加増

一、北村義平殿手代并郡方見習

一、辻八左衛門方郷中庄や頭取役

右何茂郷中江当地方申渡候事

三月四日

注

(1) 元禄二年(一六九八)に堀田正高は滋賀郡と高島郡に一万石を与えられ、堅田に陣屋を置いて地方支配を行う。文政九年(一八二六)には高島郡の所領が下野国などに移される。文政九年以降は堅田と下野国佐野に陣屋を置いていた。江戸時代を通じて、堀田氏は参勤交代をしない大名(定府大名)であったため、いわゆる国元が存在しない。従って堅田藩や佐野藩という国元を関する呼称は適切ではなく、本来は堀田氏領と呼ぶのが適当であると考えているが、本稿では便宜的に堅田藩と呼ぶ。

(2) 『新修大津市史』第四卷(大津市役所、一九八一)。

(3) 二〇一一年に発足した堅田藩大庄屋文書研究会では、「本堅田村諸色留帳」の輪読を行い、その成果を史料翻刻として発表している。東谷智・鎌谷かおる・栗生春実・郡山志保・高橋大樹・水本邦彦・山本晃子「史料翻刻『本堅田村諸色留帳』(一)―元禄一三年―」(『甲南大学紀要』文学編一六四号、二〇一四)。その後、元禄一四年を『甲南大学紀要』文学編一六五号、二〇一五、宝永元年を『甲南大学紀要』文学編一六六号、二〇一六、宝永三年を『甲南大学紀要』文学編一六八号、二〇一八に発表した。

(4) 【史料1】は、『新修大津市史』の記述の典拠となった史料である。なお本稿で用いた【史料1】、【史料4】はいずれも「本堅田村諸色留帳」の史料である。

(5) 手代を通して郡奉行に直接相談するのは、案件による(品寄郡方直談)。大庄屋の

権限において願書を処理することが通常の手続きであった。

(6) 元禄一四年の「諸色留帳」は『甲南大学紀要』文学編一六五号、二〇一五を参照のこと。

【付記】

本稿は科研費成果報告会(二〇一六年一月二三日、於大津市北部地域文化センター)で行った報告「堅田藩における大庄屋の成立とその職掌」を原稿化したものであり、(文部科学省科学研究費「譜代小藩堅田藩の基礎的研究地域社会の変容と藩政の展開」(基盤研究(C)、研究課題番号:25370808、二〇一三～一五年度、研究代表者東谷智)の成果の一部である。報告会に全面的にご協力いただいた大津市北部地域文化センターのみなさまにお礼申し上げる。

報告の活字化にあたっては、用いた史料や論旨に変更はないが、若干の修正を加えた箇所がある。また、注(1)に記した堅田藩の呼称については、成果報告会後に助成を受けた文部科学省科学研究費(基盤研究(C)「江戸定府大名堀田氏の所領統治―地域社会と行政機構の相関モデルの構築―」(研究課題番号:17K03115)、二〇一七年度)、研究代表者東谷智)における、研究分担者や研究協力者との議論の成果を踏まえて加筆した。